資格確認書の発行について

交付対象に該当する方は、フローチャートで申請要否を確認した上で申請してください。

➢ 資格確認書の交付対象者と申請方法

交付対象者
マイナンバーカードを取得していない方
マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
マイナンバーカードを紛失した方
マイナンバーカードを更新中の方
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

＜ 資格確認書申請要否フローチャート ＞



＊1　マイナ保険証は保険証利用登録完了後に医療機関で使用できるようになりますので、登録は速やかにお願いいたします。

＊2　マイナンバーカードの発行には時間がかかりますので、すぐに医療機関にかかりたい場合は資格確認書を発行いたします。
マイナンバーカードの発行予定がある方で、保険証利用登録予定の方は完了後に資格確認書のご返却をお願いいたします。

➢ 発送方法

勤務先人事部門経由で送付いたします。

➢ 有効期限

有効期限は発行日から初めて迎える8月31日までとなります。
更新する場合は再度交付申請が必要になります。
有効期限内に更新、退職、扶養から外れる場合には回収いたします。

【例1】 発行日：2025年12月15日　　有効期限：2026年8月31日
【例2】 発行日：2026年4月1日　　有効期限：2026年8月31日
【例3】 発行日：2026年10月10日　　有効期限：2027年8月31日

➢ 再発行

本人の過失による滅失の場合には再発行手数料を徴収いたします。
【再発行手数料】 ￥1,000／名